

# STOP再稼働！ 柏崎刈羽原発差止め訴訟ニュース

発行元  
東電・柏崎刈羽原発差止め  
市民の会  
新潟市中央区新光町6-2  
TEL/FAX 025-288-6  
611 kashikarisashitome  
@gmail.com  
市民の会年会費 1,000円

## 第41回口頭弁論

2023年9月19日、柏崎刈羽原発運転差止請求訴訟第41回口頭弁論期日が新潟地裁で開かれ、原告・サポーターなど約30人が傍聴行動などに参加しました。

### 「古安田層」に関する被告主張の問題点（準備書面107）

原子力規制委員会の新規制基準では12年から13万年前以降に活動した可能性の

ある断層を活断層と評価します。東電は、安田層に含まれる火山灰層「刈羽テフラ（火山灰の堆積物）」の組成が青森・下北半島沖で



新潟地裁まで入廷行動

報告されている20年から23万年前の火山灰と似ていることなどを根拠に、テフラ周辺の安田層の堆積時期を20年から30数万年前と評価。テフラの上にある安田層と分ける形で「古安田層」と新たに名付け、23本の断層は古安田層内で生じたものと主張しています。東電はこれまで安田層の活動時期を5万年前と評価していましたが、規制基準が変わると「古安田層」という名称を新たに付けて、断層の活動時期を変更しました。被告東電が使用してきた「古安田層」という名称は学会等で認められた正式な地層

名ではなく、単に被告が仮称として使用している名称にすぎず、きちんと定義されていません。原子力規制委員会に提出する正式な申請書類において、使用するのには不適切と指摘された名称でもあります。高野弁護士は「東電の『古安田層』の堆積年代の評価に合理的根拠はなく、誤っている可能性が高い」と主張しました。

### 真殿坂断層は活断層（準備書面108）

原告ら準備書面108で「真殿坂断層が活断層であること、及び設置変更許可の審査過程における過誤・欠落」について、海津諭弁護士が追及しました。被告東電は、刈羽テフラと阿多鳥浜テフラの分布が「ほぼ水平」であるとして、真殿坂断層の活動を否定しています。しかし、被告東電が行った追加ボーリング調査の結果から、2つのテフラは「ほぼ水平」ではなく、背斜構造及び向斜構造との整合性を示している、真殿坂断層が活動していたことを示しています。真殿坂断層の活動によって原発直下の断層が活動する可能性がありません。真殿坂断層自身が隆起及び沈降をもたらす可能性もあります。真殿坂断層が本件原発に強い揺れをもたらす恐れがあり、本件原発に重大な危険を及ぼします。海津弁護士は「原子力規制庁の審査過程にも、真殿坂断層の活動性の評価において、看過し難い過誤・欠落があり、本件原発の6号機及び7号機についてなされた設置変更許可は、本件原発の

## 市民の会の活動

安全性を担保するものではない」と主張しました。

市民の会では、口頭弁論期日前に古町十字路で街頭宣伝行動を毎回行っています。今回は15人が参加しチラシを配布しました。福島から原発事故で長野に避難したサポーターの草野麻理子さんが傍聴に参加。古町十字路でマイクを持って訴えました。次回12月25日(月)午後12時から街宣を行いますので、ぜひ



原発事故で長野に避難した草野麻理子さん

ぜひご参加ください。

原発を検証する県の検証総括委員会が3月で消滅しました。県はこれまで議論されてきた3つの検証を独自で総括して報告書にまとめ、9月13日に公表しました。県の原子力安全対策課のホームページから総括報告書をご覧できますので、ご覧ください。報告書は柏崎刈羽原発の安全性や東電の適格性が含まれておらず、これまでの議論を要約したにすぎません。これでは総括に

ならず、原発の再稼働の判断材料にはなりません。一方、検証総括前委員長の池内了さんは、11月22日「池内特別検証報告」を公表しました。「池内特別検証報告」は下記にホームページの情報を記載しましたので、そちらからご覧ください。ぜひ県の総括報告書と比べてください。

市民検証委員会は、来年の1月21日「池内特別検証報告」のシンポジウムを新潟ユニゾンプラザで開催します。来年も県内各地で市民検証を開催していきますので、皆様のカンパのご協力を何卒よろしくお願いいたします。

### 第42回口頭弁論期日のご案内

日時：2023年12月25日(月)午後3時～

場所：新潟地方裁判所

#### 【特別傍聴券入廷者募集要領】

(1) 応募方法：氏名(ふりがな)、住所、連絡先(電話、FAX、メールアドレス)、原告/サポーターの別を明記し、件名に「入廷希望」と明記の上、以下の応募先までご応募ください。

応募先：水内基成法律事務所

(FAX 025-225-3148、メールm-mizu@theia.ocn.ne.jp)

応募締切：2023年12月19日(火)午後5時(厳守)

#### (2) 入廷者の決定方法

・応募者多数の場合は、原告・入廷経験の無い方を優先して抽選します。是非ともこれまでに入廷したことのない方からもご応募いただきたく、お待ちしております。入廷していただける方のみ、集合場所・集合時刻等の詳細をご連絡します。抽選から漏れた方にはご連絡しませんので、ご了承ください。

#### (3) 裁判前集会、報告集会・記者会見

※裁判前後の報告集会については予定通り新潟県弁護士会館2階会議室で開催します。

午後2時～ 裁判前集会(弁護団から裁判の概略をご説明します)

午後4時15分頃～(裁判終了後)報告集会・記者会見

#### 【裁判所が実施する一般傍聴券配布の抽選について】

裁判の当日、14時前後に裁判所が一般傍聴券の配布や抽選を実施する場合があります。詳細は新潟地裁のホームページでご確認ください。

市民検証委員会のカンパをお願いします。

#### ・郵便振替

00500-6-96752

いのちとふるさとの会

#### ・他銀行からは ゆうちょ銀行

○五九支店 当座預金

0096752

ホームページ

<https://shiminkenshouiinkai.jimdosite.com/>

